

証券コード 3944

/// 古林紙工株式会社

第96回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時



場所

大阪市中央区本町一丁目4番8号

エスリードビル本町9階

当社本店 会議室

（本社移転により開催場所が上記のとおり変更となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

**議
決
事
項**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役6名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	28
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告	56

株主各位

大阪府中央区本町一丁目4番8号

古林紙工株式会社

代表取締役社長 古林 雅敬

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第96回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.furubayashi-shiko.co.jp/_ir/press.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3944/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「古林紙工」または「コード」に当社証券コード「3944」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2 場 所 大阪市中央区本町一丁目4番8号 エスリードビル本町9階
当社本店 会議室
（本社移転により開催場所が上記のとおり変更となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

**3 会議の目的事項
報告事項**

1. 第96期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項**第1号議案**

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役6名選任の件

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

第4号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

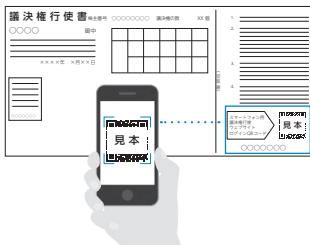
※ 株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

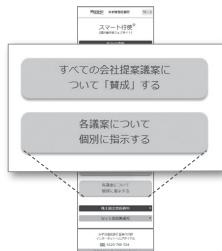
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

第1号議案 | 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、財務状況や今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は27,735,475円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 | 取締役6名選任の件

現任取締役6名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1 再任	ふる ばやし たか ひろ 古林 敬碩 (1942年9月26日生) 	1966年3月 当社入社 1982年7月 当社取締役 1986年7月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 2000年6月 当社取締役副社長 2006年4月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長兼社長 2014年6月 当社社長執行役員 2025年3月 当社代表取締役会長 会長執行役員（現任） [重要な兼職の状況] 複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長	79,100株
取締役候補者とした理由 古林敬碩氏は、'82年に当社取締役に就任後、'06年4月から当社代表取締役を務めており当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。現在は代表取締役会長として、当社グループの経営に強いリーダーシップを発揮いただけると判断し、同氏を引続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;"> 再任 </p>	<p style="text-align: center;">ふる ばやし まさ たか 古林 雅敬 (1977年2月4日生)</p> 	<p>1999年4月 当社入社 2009年3月 当社開発本部長兼MD部長 2009年6月 当社取締役 2011年4月 当社設計計画部長 2013年11月 当社常務取締役 当社営業本部長 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年6月 当社取締役 専務執行役員 2016年4月 当社取締役 副社長執行役員 2017年7月 当社デザイン企画部長 2020年4月 当社品質保証部管掌 2022年1月 当社生産本部長 当社DX担当 2025年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）</p>	<p style="text-align: center;">52,720株</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>古林雅敬氏は、'25年3月に当社代表取締役社長に就任いたしました。同氏は、'09年に当社取締役に就任以来、取締役 常務執行役員、取締役 専務執行役員、取締役 副社長執行役員等を経て研究開発部門や生産部門をはじめ営業部門の責任者として豊富な経験・実績・見識を有し、DX推進と業務改革を推進してまいりました。当社の企業価値向上に適任であると判断して、同氏を引続き取締役候補者としております。</p>			
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;"> 再任 </p>	<p style="text-align: center;">よね しま あきら 米島 明 (1968年1月4日生)</p> 	<p>1991年4月 当社入社 2016年4月 当社経理部長 2019年6月 当社執行役員（現任） 2021年3月 当社経営企画部長（現任） 2024年7月 当社国内グループ統括経理部長（現任） 2025年3月 当社取締役（現任）</p>	<p style="text-align: center;">2,300株</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>米島明氏は、長年にわたり当社並びに国内および海外子会社の経理業務に携わり、企業会計に関する豊富な経験と専門的な知識を有しております。また、事務手続きの改善にも関わり業務の効率化の推進に寄与してまいりました。当社財務・会計の強化に適任であると判断し、同氏を引続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
4 再任	ふる ばやし よし たか 古林能敬 (1978年6月21日生) 	2010年12月 弁護士登録 2011年1月 大船法律事務所（現 弁護士法人プロフェッショナル）入所 2013年11月 当社非常勤顧問 2014年6月 当社取締役 内部監査担当（現任） 2016年1月 関内法律事務所入所 2019年6月 弁護士法人S Y 代表弁護士（現） 2019年12月 当社法務担当（現任）	30,400株
	取締役候補者とした理由 古林能敬氏は、'14年より当社取締役を務めており弁護士としての専門的な知識・経験を有し、当社グループの企業価値向上と活性化に努めてまいりましたことから、今後も、職務を適正に遂行することができるものと判断したため同氏を引続き取締役候補者としております。		
5 再任 社外	ど てうち きよ つぐ 土堤内清嗣 (1949年10月18日生) 	1973年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年5月 同行東京営業本部第二部長 2002年1月 UFJスタッフサービス株式会社（現 三菱UFJ人事サービス株式会社）代表取締役 2004年4月 株式会社ソフト99コーポレーション 入社 管理本部長兼人事企画室長 2004年6月 同社取締役 管理本部長兼人事企画室長 2005年6月 同社常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長兼人事企画室長 2008年4月 同社専務取締役 2010年6月 同社退任 2011年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 土堤内清嗣氏は、金融機関で培われた幅広い専門知識と会社役員としての豊かな経験を有されております。その幅広い見地から当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけることを期待し、同氏を引続き社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
6 再任 社外	なか にし よし まさ 中西克誠 (1942年9月29日生) 	1968年4月 浦賀重工業株式会社（現 住友重機械工業株式会社）入社 1997年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現 サノヤスホールディングス株式会社）入社 1997年6月 同社取締役 1999年4月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役専務 2003年6月 同社代表取締役副社長 2007年6月 同社特別顧問 2008年6月 同社退任 2015年6月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 中西克誠氏は、長年にわたる会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有されております。その幅広い見地から当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけることを期待し、同氏を引続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、土堤内清嗣氏が10年9か月、当社の社外監査役であった期間4年と合わせて14年9か月、中西克誠氏が10年9か月となります。
5. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. ・土堤内清嗣氏は過去に当社の社外監査役でありました。中西克誠氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であった事実はありません。
 ・土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在または過去10年間に会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であった事実はありません。
 ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定または過去2年間に受けていた事実はありません。
 ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

【ご参考】本定時株主総会終結後の各取締役のスキル・マトリックス

		企業経営	営業	DX	財務・会計	生産・技術	法務
1	古林 敬碩	●	●	●	●	●	●
2	古林 雅敬	●	●	●		●	
3	米島 明	●			●		
4	古林 能敬	●					●
5	土堤内 清嗣	●	●		●		
6	中西 克誠	●	●				

(注) 上記の一覧表は取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1	ひぐち まさかず 樋口正和 (1965年12月21日生)	1991年 5月 当社入社 2016年 4月 当社情報システム部長 2019年 6月 当社執行役員 2025年12月 当社嘱託 (現任)	900株
<p>補欠監査役候補者とした理由</p> <p>樋口正和氏は、入社以来、当社の情報システム部門に従事してまいりました。その間、会計システムをはじめ生産管理など幅広い分野のシステム開発に関わり深い知見を有しております。監査役に就任された場合にはこれらの経験・知識を活かしていただけるものと判断しております。</p>			
2	よしだ ゆきかず 吉田之計 (1954年5月15日生)	1989年 4月 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所 1993年 4月 吉田之計法律事務所開設 2003年 6月 当社社外監査役 2011年 6月 当社社外監査役退任 2013年 4月 大阪弁護士会副会長 2014年 3月 大阪弁護士会副会長退任 2025年 1月 ひなた法律事務所 弁護士 (現)	0株
<p>補欠の社外監査役候補者とした理由</p> <p>吉田之計氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有し、社外監査役に就任された場合にこれらの経験知識を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 補欠監査役候補者のうち、樋口正和氏は監査役 桑田哲夫氏の補欠の監査役として、また吉田之計氏は、社外監査役 鈴木節男および吉村正機の両氏の補欠の社外監査役として選任いただくことをお願いするものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉田之計氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。樋口正和氏が監査役に就任することとなった場合、または吉田之計氏が社外監査役に就任することとなった場合には、両氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 吉田之計氏が社外監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 吉田之計氏は過去に当社の社外監査役でありました。

第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年6月27日開催の第78回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2023年3月30日開催の第93回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）、その有効期限は、2026年3月開催予定の第96回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向や様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、現行プラン継続の是非も含めその在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2026年2月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、現行プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたので、お諮りするものであります。

継続にあたっては、一部語句の修正・整理を行っておりますが、基本的な内容に変更はございません。

承認の対象となる本プランの詳細は下記のとおりです。また、会社の支配に関する基本方針につきましては、「事業報告 7. 会社の支配に関する基本方針」に記載しておりますのでご参照ください。

本プランの内容

1. 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

（本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。）

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）をいいます。
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規定（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。なお、本定時株主総会終結の時以降の独立委員には現委員である当社、社外取締役の土堤内清嗣氏、社外監査役の吉村正機氏の2名と社外有識者として弁護士吉田之計氏が引き続き就任する予定です。（略歴につきましては別紙3をご参照ください。）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、本プランにかかる重要な判断に際しては、当社取締役会は独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による評価検討を受け、対抗措置発動の是非を問う株主総会が開催される場合には、この株主総会終了後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された必要情報は、株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、独立委員会に対しても必要情報を提出し、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を求めたにもかかわらず、大規模買付者から必要情報の一部について提供がされない場合でも、大規模買付者から必要情報の一部が提供されないことについての合理的な説明がある場合には、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終えることとし、その旨を公表するとともに下記（3）の大規模買付行為についての評価・検討を開始する場合があります。

(3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。評価の結果、対抗措置の実施が必要と判断される場合には、その後30日以内に株主総会を開催し、株主のみなさまのご意思を確認させていただきます。従って、大規模買付行為は、株主総会が開催されない場合には取締役会評価期間終了後にのみ、株主総会が開催される場合にはこの株主総会決議後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うため必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを、株主総会を開催して株主のみなさまにご提案し、その過半数の賛意をもって決することといたします。ただし、大規模買付の進展状況に応じて、取締役会が速やかな実行が不可避と判断した場合には、取締役会決議により実行します。この場合は事後、同時点での現任取締役への信任を確認することを議案とする株主総会を開催し、株主のみなさまの賛否を確認することといたします。

当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主のみなさまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ株主総会の過半数の賛意を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主のみなさまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主のみなさまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不相当であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑦当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主のみなさまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主のみなさまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主のみなさまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主のみなさまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主のみなさまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主のみなさま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。以下同様の定義で株主のみなさまと表記します。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを株主総会にお諮りすることまたは対抗措置をとることを決定した場合は、法令および証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主のみなさまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主のみなさまに対し、別途ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本定時株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2029年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

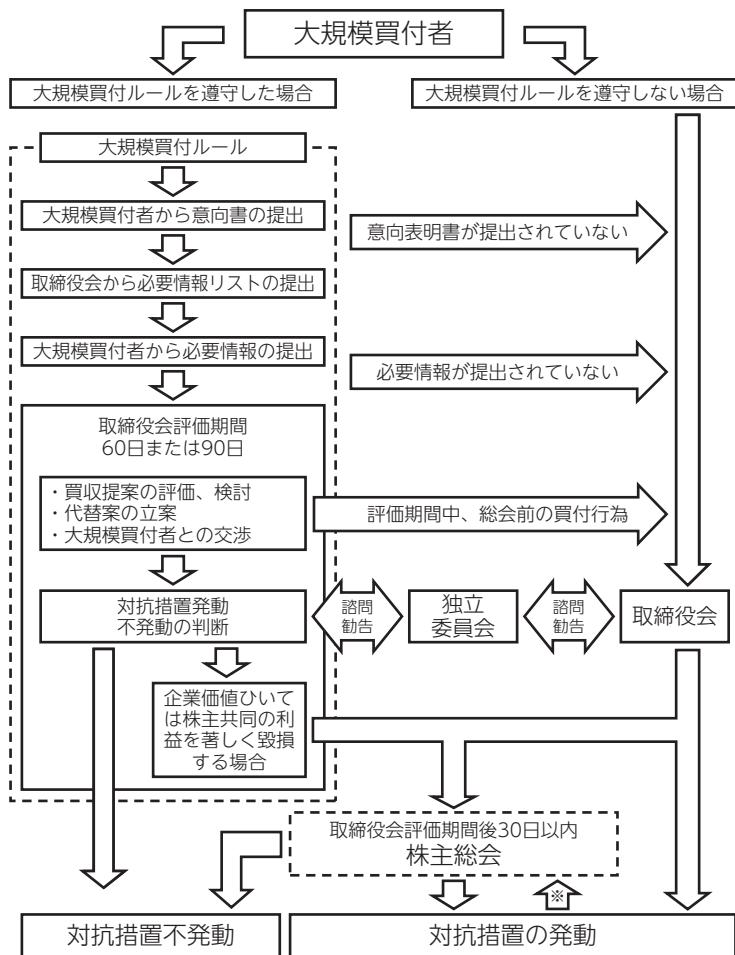
ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合に限り、株主のみなさまに不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

以上

(別紙1) 本プランの概要



※総会決議を経ずに発動の場合は、事後、当該経営判断に関して株主の賛意を確認するべく、同時点の取締役の信任を株主総会にて確認

(注) 本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

(別紙2) 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会の設置

独立委員会は当社取締役会の決議により大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その客観性、公正さおよび合理性を担保することを目的として設置される。

2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員の業務執行からの独立に関しては、本人または3親等以内の血縁者が過去3年以内に当社従業員または取締役としての業務経験が無く、かつ任期中および退任後3年以内に本人または同様の近親者が当社の業務に従事する予定が無いことを条件とする。また社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。

3. 独立委員会への委任事項

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

4. 独立委員会による外部専門家利用

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

5. 独立委員会の決議

独立委員会は3名以上の出席をもって成立とし、独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

(別紙3) 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

吉田 之計

略歴

1989年4月 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所
1993年4月 吉田之計法律事務所開設
2003年6月 当社社外監査役
2011年6月 当社社外監査役 退任
2013年4月 大阪弁護士会副会長
2014年3月 大阪弁護士会副会長 退任
2025年1月 ひなた法律事務所 弁護士(現)

土堤内 清嗣

略歴

1973年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
1998年5月 同行東京営業本部第二部長
2002年1月 UFJスタッフサービス株式会社
(現 三菱UFJ人事サービス株式会社) 代表取締役
2004年4月 株式会社ソフト99コーポレーション 入社
管理本部長兼人事企画室長
2004年6月 同社 取締役 管理本部長兼人事企画室長
2005年6月 同社 常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長兼人事企画室長
2008年4月 同社 専務取締役
2010年6月 同社 退任
2011年6月 当社社外監査役
2015年6月 当社社外取締役(現任)

吉村 正機

略歴

2003年10月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所
2008年10月 株式会社KPMG FAS 入社
2013年1月 ビジネスアスリーツ株式会社 代表取締役(現)
2014年6月 バリュエアディテッド・ジャパン株式会社(現VAJデジタルデザイン株式会社) 取締役
2016年10月 株式会社フルジェンテ 代表取締役(現)
2017年7月 内藤証券株式会社 社外監査役(現)
2019年6月 当社社外監査役(現任)

上記の各委員予定者と当社との間には特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役土堤内清嗣氏および社外監査役吉村正機氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

(別紙 4) 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。なお、新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価としての現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善などを背景に、景気は緩やかな回復基調を示しました。一方で、原材料価格の高騰、人件費の上昇、物価上昇の継続による個人消費の下押し圧力など、先行きは不透明な状況で推移しております。中国では雇用環境が軟調で個人消費は伸び悩む中、外需は堅調に推移しましたが、その先行きは不透明感が増すなど、厳しい状況が続くものと思われま

このような状況の中、当社グループでは、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」でお客様に信頼していただける受注活動を進めております。当社グループ一体でお客様への供給責任を果たすべく、各部門で従来からの課題の解決に取り組むとともに部門相互で連携を強化しております。お客様とは個別契約による取引内容の共有を進め、設定した基準を満たす製品を生産し、確実に納品するよう徹底しております。これに加え、設計をはじめとした付加価値を生み出すサービスについてお客様に評価していただける活動を市場に先駆けて進めております。

また、当社グループでは、ESGを経営の根幹に据え、事業を通じて社会的課題の解決を図るよう努めております。単に利益を求めのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追い求め、ESGを重視した経営を実践することで、更なる企業価値の向上と持続的成長を目指しております。環境への取組みとしては、包装業界の先駆者として、省資源・易廃棄などのパッケージを開発・促進し、再生利用による循環型社会に貢献するSDGs実践企業を目指して、環境方針を制定し行動しております。エネルギーと素材をより無駄なく製品化することで環境負荷を低減すべく、故紙の削減に努めております。持続可能な調達を推進するお客様の要求に応えるべく、環境に配慮したパッケージの設計を提案するとともに、森林認証紙の使用に積極的に関わっております。従業員の健康管理や安全衛生については、日々情報を収集し、全社で共有しております。特に感染症に対しては、すべてのステークホルダーへの安全安心を最優先に、従業員とその家族へ感染対策の指導、職場の環境衛生対策、時差出勤など、現状に合わせて人への安全確保を第一とした各種感染症拡大防止策の励行を徹底しております。

その結果、当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

売上高			営業利益		
第95期 2024年12月期	前年同期比	第96期 2025年12月期	第95期 2024年12月期	前年同期比	第96期 2025年12月期
18,102百万円	1.3%減	17,865百万円	189百万円	128.7%増	433百万円

経常利益			親会社株主に帰属する当期純利益		
第95期 2024年12月期	前年同期比	第96期 2025年12月期	第95期 2024年12月期	前年同期比	第96期 2025年12月期
386百万円	22.1%増	471百万円	248百万円	27.0%増	315百万円

部門別の営業の概況は、次のとおりであります。

〈印刷紙器部門〉

当部門は当社グループの主力部門で、菓子、食品、石鹼洗剤、日用雑貨品等の消費財用カートンが含まれておりますが、その売上高は162億9千9百万円となりました。これは、前年同期比1.7%減であります。

〈プラスチック包材部門〉

当部門には、複合成型容器およびフィルム包材が含まれておりますが、その売上高は13億8千8百万円となりました。これは、前年同期比2.2%増であります。

〈その他の部門〉

当部門には、内容物を自動包装する包装システム機械およびその他の諸売上が含まれておりますが、その売上高は1億7千8百万円であります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度は、当社グループの所要資金のために、金融機関からの長期借入により6億円の資金調達を行い、長期借入金およそ9億円の返済を行いました。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資はおよそ2億円で、その主なものは、グループ各社印刷紙器製造設備であります。

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 93 期 2022.1.1～ 2022.12.31	第 94 期 2023.1.1～ 2023.12.31	第 95 期 2024.1.1～ 2024.12.31	第 96 期 2025.1.1～ 2025.12.31
売 上 高	17,058,682	17,911,336	18,101,971	17,865,127
親会社株主に帰属する当期純利益	330,701	439,289	248,316	315,383
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	299円69銭	396円95銭	222円81銭	285円05銭
総 資 産	17,014,131	19,014,927	20,652,182	20,370,133
純 資 産	8,577,279	9,449,685	10,241,784	10,825,431

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、E S Gを経営の根幹に据え、事業を通じて社会的課題の解決を図るよう努めてまいります。単に利益を求めのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追求め、E S Gを重視した経営を実践することで、更なる企業価値の向上と持続的成長を目指して、以下の課題に取り組んでまいります。

① 受注活動

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、従来の形態から大きく変化を続けております。市場の動きをどのように認識し、受注につながる提案をするかが課題となっております。これを克服するため、今後伸ばしていくターゲット市場を明確化するとともに、行動計画をベースにした活動を目指してまいります。

受注活動では、営業部門は企画開発力および提案力を強化するべく組織を見直し、お客様のニーズと要求品質に関わる情報の入手と提案に注力いたします。設計技術部門は生産・品質の最適性を設計いたします。エンジニアリング部門は技術や科学の原則を活用して様々な問題を解決するための仕組みを提供いたします。営業・技術部門が協力してお客様の要求される品質を設計してまいります。原材料価格などが高騰している中、お客様とは個別契約で取引を明確にし、このモノづくりに係る対価と設計をはじめとしたパッケージの専門技術についてお客様に評価いただく活動を進めてまいります。

購買・生産部門は営業部門と技術部門が協力して設計したものを最適なプロセスに沿って、防虫対策を施した環境で個別契約の要求基準を満たした衛生的な製品を生産いたします。品質については品質保証部門がお客様との折衝を密にして要求品質を把握して行動に移し、顧客ニーズを余さず受け取ることで対応いたします。でき上がった製品は決められた納期、数量での確実な納品を徹底してお客様に評価いただけるよう進めてまいります。

② 生産体制

製造スキルの向上については、エンジニアリング部門において、さまざまな分野から高いレベルの技術・知識を吸収して社内に移植いたします。生産能力の増強に向けて生産体制の刷新を伴う設備投資を継続的に進めてまいります。製造・販売・管理部門間のコミュニケーションを密にし、人員の配置、各設備の最大キャパシティで稼働できる体制に整備してまいります。

管理業務に関しては、生産情報をリアルタイムに把握し、ロスを見える化することで改善活動に素早く着手できる環境づくりを進めてまいります。

今後、生産量の増加と生産環境の改善を見据えて、エンジニアリング部門が主導して、工場・拠点の強化を進めてまいります。工場・拠点を体系的に結合させ、スマートファクトリー化を構築してまいります。

③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループは、コンプライアンスの徹底を最重要課題と位置付けており、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。経営監視機能としては独立性の高い社外取締役2名と社外監査役2名(弁護士、公認会計士各1名)を独立役員として選任しております。弁護士資格を有した社内取締役を選任し、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図っております。

④ 人財（人材）の育成

事業の継続的発展には人財の確保と成長が課題であり、人財育成、多能工化、社内環境整備を進めております。「変化対応力」を備えた次世代経営幹部の育成に向けて各拠点に配置を行い、職務の執行に責任を持たせることで経営者マインドを育成してまいります。これにより、いかなる状況にも対応でき得る経営基盤を築いてまいります。

また、当社グループは従来から男性従業員の多い状況にありました。これを打開し、男女関係なく働ける職場づくりを推進し、女性従業員を増やす取組みを進めております。特に営業部門での女性従業員の比率の向上を目指し、30%超となっております。さらに管理者への育成に向けて内部教育と環境づくりを進めてまいります。

評価および登用については、年功序列型からジョブ型の報酬への移行、国籍・性別・年齢・入社形態を意識しない管理職への登用を含めた人事などを柔軟に取り入れたものに変革を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容

印刷紙器	商品包装用紙器、贈答用進物函等の製造、販売
プラスチック包材	樹脂フィルム・金属箔等を素材とする包材、合成樹脂等による複合成型容器の製造、販売
その他	包装システム機械の輸出入ならびに製造、販売

(6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 当社の主要な事業所

- イ 本社 大阪市
- ロ 営業所 東京（東京都中央区）、大阪（大阪市）、和歌山（和歌山市）、名古屋（愛知県犬山市）
- ハ 工場 戸塚（横浜市）、藤井寺（大阪府藤井寺市）、滝野（兵庫県加東市）、和歌山（和歌山市）

（注）当社は、2025年12月15日付で、本社を大阪市中央区本町一丁目4番8号に移転いたしました。これに伴い、登記上の本店所在地も変更しております。

② 子会社

複合工業株式会社（愛知県犬山市）、ライニングコンテナー株式会社（茨城県猿島郡）、金剛運送株式会社（横浜市）、上海古林国際印務有限公司（中国上海市）、古林包装材料製造（上海）有限公司（中国上海市）、台湾古林股份有限公司（台湾新北市）

③ 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
527名	21名減

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
複合工業株式会社	75,000千円	100.0%	印刷、加工紙の製造・販売
ライニングコンテナ株式会社	100,000千円	100.0	容器関連の製造・販売
金剛運送株式会社	25,000千円	100.0	貨物の運送
台湾古林股份有限公司	20,000千台湾ドル	80.0	印刷紙器関連の製造・販売
上海古林国際印務有限公司	58,050千人民币	60.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林包装材料製造（上海）有限公司	2,070千人民币	100.0	印刷紙器関連の製造・販売

(8) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	955,000
株式会社三菱UFJ銀行	940,000
株式会社りそな銀行	561,250

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,776,820株

(3) 株主数 886名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社アダチメディカルレンタルリース	90千株	8.09%
古 林 敬 碩	79	7.13
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	60	5.41
古 林 雅 敬	53	4.75
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	42	3.79
古 林 昭 子	38	3.43
古 林 能 敬	30	2.74
今 年 明	25	2.26
BNP PARIBAS FRANKFURT 2 S /JASDEC/ GERMAN RESIDENTS - OTHER S	25	2.22
古 林 紙 工 社 員 持 株 会	23	2.05

(注) 1. 当社は、自己株式（667,401株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く 。)	11,800株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「4.会社役員に関する事項 (4) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 会長執行役員	古 林 敬 碩	複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長
代表取締役社長 社長執行役員	古 林 雅 敬	
取 締 役	古 林 能 敬	内部監査担当 兼 法務担当 弁護士
取 締 役 員 執行役員	米 島 明	国内グループ統括経理部長 兼 経営企画部長
取 締 役	土 堤 内 清 嗣	
取 締 役	中 西 克 誠	
監査役（常勤）	桑 田 哲 夫	
監 査 役	鈴 木 節 男	弁護士
監 査 役	吉 村 正 機	公認会計士

- (注) 1. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木節男および吉村正機の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠、監査役 鈴木節男および吉村正機の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 鈴木節男氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有されております。
5. 監査役 吉村正機氏は公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識・経験と企業経営者としての豊富な経験・見識を有されております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	231,361 (7,200)	179,400 (7,200)	28,074 (-)	23,887 (-)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	243,361 (13,200)	191,400 (13,200)	28,074 (-)	23,887 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には、2025年3月28日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上表の非金銭報酬等の総額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る指標は連結EBITDAであり、当該指標を選択した理由は、設備投資に伴う減価償却費や支払利息に左右されない、持続的な成長を目指す観点から当社グループの業績の状況を示す指標と判断したためであります。業績連動報酬等の額の決定方法は、連結EBITDAに基準率をかけた数を総合的に勘案し決定しております。当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標は1,040百万円、実績は1,055百万円となりました。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2013年6月27日であり、取締役の報酬額は年額300百万円以内としております。併せて監査役の報酬額は年額方式に変更し、年額50百万円以内としております。取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。当該株主総会終結時点の員数は取締役7名、監査役3名であります。

また、社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して、2020年3月27日開催の第90回定時株主総会の承認を得て、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬額は上記の報酬限度額とは別枠とし、年額60百万円以内としております。対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行または処分される普通株式の総数は年20千株以内としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ 基本方針

当社の役員報酬等については、株主総会で決議された年間報酬額の範囲内で、貢献度や業績評価を基準として総合的に勘案して決定しております。当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。固定報酬は担当職務の貢献度を基に、業績連動報酬は業績評価を基に、総合的に勘案して決定することとしております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬については、株主総会において決議された報酬限度額内において、監査役の協議により決定することとしております。

ロ 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は連結EBITDAに基づく業績評価を基に、総合的に勘案して決定することとしております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

ハ 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。割当ての際の条件等は「④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。

二 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき支給するものとしております。

ホ 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬および業績連動報酬等は月例の固定報酬とし、非金銭報酬等は株主総会決議をもって事業年度終了後2か月以内に年1回支給いたします。

ハ 報酬等の決定の委任に関する方針

取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に係る事項について審議し、答申いたします。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長古林敬碩氏に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	土 堤 内 清 嗣	当事業年度に開催された20回の取締役会すべてに出席し、金融機関で培われた幅広い専門知識と会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、期待される役割を十分に果たしております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行っております。
取 締 役	中 西 克 誠	当事業年度に開催された20回の取締役会すべてに出席し、会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、期待される役割を十分に果たしております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行っております。
監 査 役	鈴 木 節 男	当事業年度に開催された20回の取締役会すべてに、また、12回の監査役会すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	吉 村 正 機	当事業年度に開催された20回の取締役会のうち17回に、また、12回の監査役会すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地と企業経営者としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 ネクサス監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社2社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。
 - ② 当社の取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、当社の執行役員総務部長をその責任者とする。
 - ③ 当社およびグループ会社における法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。
 - ④ 当社およびグループ会社では、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社およびグループ会社は、取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社およびグループ会社の損失の危険を管理するため、当社の取締役会の下に委員会としてISO（品質・環境）実施委員会やJ-SOX推進委員会等を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。
 - ② 当社およびグループ会社では、各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社の各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。当社およびグループ会社の各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社およびグループ会社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ② 当社およびグループ会社の経営方針および経営戦略に係る策定・承認・執行報告について、取締役会で議論を行い、相互牽制を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社では、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。
 - ④ 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めた内部統制体制を共有し、当社の内部監査室が主体となり遵守状況の報告および内部監査の実施による指導体制の構築に努める。
 - ② 当社およびグループ会社においては業務の適正を確保するべく、当社の内部監査室が主体となり遵守状況の報告、内部監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。
 - ③ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社およびグループ会社は、財務報告に係る内部統制に対応するため、金融商品取引法に基づいた全社的な内部統制および業務プロセスに係る内部統制等を整備しております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助する使用人を求めた場合、監査役室に必要な人員を配置する。
 - ② 任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

-
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役会の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ② 前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。
- (9) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ② 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ会社の取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告する。
 - ③ 当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。
 - ② 当社およびグループ会社の代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・コンプライアンス・マニュアルに基づき、平素より当社およびグループ会社の取締役および使用人に周知徹底を図っております。
 - ・3か月ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況を確認しております。
 - ・法令上疑義のある行為について、内部通報規定に基づき、社内については事業所コンプライアンス担当者またはコンプライアンス事務局、社外については久保井総合法律事務所にて通報を受け、対応できる体制をとっております。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
 - ・情報管理規定や文書管理規定等に基づき、適切に保管・管理しております。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
 - ・ISOやJ-SOXの中で規定を設け、それに則って管理をしております。
 - ・損失の危険に対しては、月1回開催する執行役員会や各委員会で適宜報告、議論を行っております。
- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - ・取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。
 - ・取締役会では経営方針および経営戦略に係る事項について議論し、策定・承認を行い、執行報告を受け相互牽制を行っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ・当社の内部監査室が内部監査を計画的に実施し、その結果を取締役に報告しております。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
 - ・内部監査室による内部監査の手続きを経て、財務報告に係る内部監査担当役員のもと有効性に関する評価を実施し、その結果を取締役に報告しております。

-
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
- ・ 監査役の求めに応じ、直接指示された使用人が監査役の職務を補助しております。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況
- ・ 監査役は職務を補助する際には、監査役の指揮命令に従っております。
- (9) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役会の定めるところに従って、随時報告を行っております。
 - ・ 報告した者への取扱いは、内部通報規定の中で規定し、通報したことを理由とした報復行為から保護しております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
- ・ 監査役が職務の執行のために生ずる費用については、速やかに処理しております。
- (11) その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役は、取締役会をはじめとした重要な経営会議に参加し、必要があるときは意見を述べております。
 - ・ 監査役は、内部監査室と随時連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務を遂行しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策としております。

Ⅲ. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、上記Ⅰ.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、2008年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみみなさまのご意思によっては廃止も可能であることから、株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることになり、株主のみみなさまのご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,777,522	流動負債	7,274,957
現金及び預金	1,771,614	支払手形及び買掛金	4,142,993
受取手形	192,542	短期借入金	980,000
売掛金	5,134,951	一年内返済予定長期借入金	748,754
棚卸資産	1,510,347	リース債務	10,927
その他の他	169,236	未払法人税等	146,684
貸倒引当金	△1,169	未払金	884,635
		賞与引当金	52,520
		その他の他	308,444
固定資産	11,592,611	固定負債	2,269,745
有形固定資産	4,989,609	長期借入金	1,348,737
建物及び構築物	665,009	リース債務	25,252
機械装置及び運搬具	2,383,712	繰延税金負債	742,918
土地	1,827,487	退職給付に係る負債	85,993
リース資産	32,095	資産除去債務	2,820
建設仮勘定	9,144	その他の他	64,025
その他の他	72,162		
無形固定資産	105,723	負債合計	9,544,702
投資その他の資産	6,497,280	純資産の部	
投資有価証券	5,021,011	株主資本	6,948,879
関係会社出資金	523,939	資本金	2,151,240
退職給付に係る資産	490,734	資本剰余金	1,441,691
繰延税金資産	12,545	利益剰余金	4,304,972
その他の他	449,196	自己株式	△949,025
貸倒引当金	△145	その他の包括利益累計額	3,049,012
		その他有価証券評価差額金	2,214,784
資産合計	20,370,133	為替換算調整勘定	639,843
		退職給付に係る調整累計額	194,386
		非支配株主持分	827,540
		純資産合計	10,825,431
		負債・純資産合計	20,370,133

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	金額
売上高		17,865,127
売上原価		14,904,321
売上総利益		2,960,806
販売費及び一般管理費		2,528,190
営業利益		432,615
営業外収益		
受取利息	7,566	
受取配当金	128,603	
その他	48,896	185,064
営業外費用		
支払利息	33,890	
その他	112,872	146,763
経常利益		470,917
特別損失		
減損損失	12,678	12,678
税金等調整前当期純利益		458,238
法人税、住民税及び事業税	177,512	
法人税等調整額	△15,910	161,602
当期純利益		296,637
非支配株主に帰属する当期純損失		18,746
親会社株主に帰属する当期純利益		315,383

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	2,151,240	1,435,130	4,050,235	△937,033	6,699,572
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△55,539		△55,539
従業員奨励及び福利基金			△5,106		△5,106
親会社株主に帰属する 当期純利益			315,383		315,383
自己株式の取得				△32,110	△32,110
自己株式の処分		6,561		20,118	26,679
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	6,561	254,738	△11,992	249,307
当連結会計年度末残高	2,151,240	1,441,691	4,304,972	△949,025	6,948,879

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 金 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	1,993,758	588,624	97,949	2,680,331	996	860,885	10,241,784
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△55,539
従業員奨励及び福利基金							△5,106
親会社株主に帰属する 当期純利益							315,383
自己株式の取得							△32,110
自己株式の処分							26,679
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	221,026	51,219	96,436	368,681	△996	△33,346	334,340
当連結会計年度変動額合計	221,026	51,219	96,436	368,681	△996	△33,346	583,647
当連結会計年度末残高	2,214,784	639,843	194,386	3,049,012	－	827,540	10,825,431

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,696,539	流動負債	6,748,601
現金・預金	716,584	買掛金	3,917,484
受取手形	188,666	短期借入金	980,000
売掛金	4,612,946	一年内返済予定長期借入金	743,750
製品・商品	497,721	リース債務	5,263
材料・貯蔵品	169,173	未払金	757,489
仕掛品	183,871	未払費用	139,850
その他	328,731	未払法人税等	111,100
貸倒引当金	△1,153	賞与引当金	43,000
固定資産	10,617,426	その他	50,666
有形固定資産	3,446,377	固定負債	2,180,542
建物	291,040	長期借入金	1,315,000
構築物	9,909	リース債務	9,020
機械装置	1,472,900	繰延税金負債	801,975
車両運搬具	0	資産除去債務	2,820
工具器具備品	47,698	その他	51,727
土地	1,603,475	負債合計	8,929,144
リース資産	12,211	純資産の部	
建設仮勘定	9,144	株主資本	6,170,037
無形固定資産	48,606	資本金	2,151,240
投資その他の資産	7,122,443	資本剰余金	1,440,531
投資有価証券	5,021,011	資本準備金	380,994
関係会社株式	336,957	その他資本剰余金	1,059,537
関係会社出資金	1,172,614	その他資本剰余金	1,000,000
前払年金費用	207,841	自己株式処分差益	59,537
その他	384,020	利益剰余金	3,523,879
資産合計	17,313,964	利益準備金	244,661
		その他利益剰余金	3,279,218
		繰越利益剰余金	3,279,218
		自己株式	△945,613
		評価・換算差額等	2,214,784
		その他有価証券評価差額金	2,214,784
		純資産合計	8,384,821
		負債・純資産合計	17,313,964

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	金額
売上高		14,018,430
売上原価		12,106,182
売上総利益		1,912,248
販売費及び一般管理費		1,615,117
営業利益		297,131
営業外収益		
受取利息・配当金	300,957	
その他	69,911	370,868
営業外費用		
支払利息	32,751	
その他	86,071	118,822
経常利益		549,176
特別損失		
減損損失	12,678	12,678
税引前当期純利益		536,498
法人税、住民税及び事業税	128,811	
法人税等調整額	△89	128,723
当期純利益		407,776

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 金	自 己 株 分 益	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金				
当期首残高	2,151,240	380,994	1,000,000	52,976	1,433,970	244,661	2,926,981	3,171,642	△933,621	5,823,231		
当期変動額												
剰余金の配当							△55,539	△55,539		△55,539		
当期純利益							407,776	407,776		407,776		
自己株式の取得										△32,110	△32,110	
自己株式の処分				6,561	6,561					20,118	26,679	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	6,561	6,561	-	352,236	352,236	△11,992	346,806		
当期末残高	2,151,240	380,994	1,000,000	59,537	1,440,531	244,661	3,279,218	3,523,879	△945,613	6,170,037		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,993,758	1,993,758	996	7,817,985
当期変動額				
剰余金の配当				△55,539
当期純利益				407,776
自己株式の取得				△32,110
自己株式の処分				26,679
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	221,026	221,026	△996	220,030
当期変動額合計	221,026	221,026	△996	566,836
当期末残高	2,214,784	2,214,784	-	8,384,821

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

古 林 紙 工 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2026年2月6日

ネクスス監査法人

大阪府大阪市

代 表 社 員 公 認 会 計 士 森 田 知 之
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 関 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古林紙工株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

古林紙工株式会社
取締役会 御中

2026年2月6日

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 森田知之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小関亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古林紙工株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月6日

古林紙工株式会社 監査役会

常勤監査役 桑 田 哲 夫 ㊞

社外監査役 鈴 木 節 男 ㊞

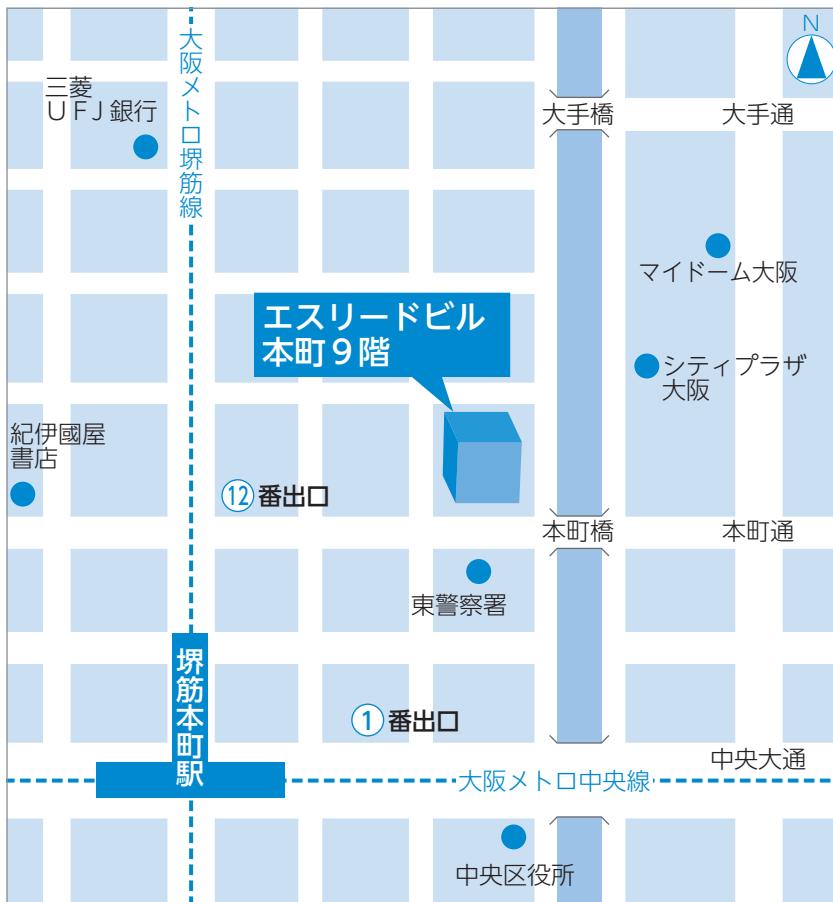
社外監査役 吉 村 正 機 ㊞

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区本町一丁目4番8号 エスリードビル9階

当社本店 会議室

(開催場所が前回定時株主総会と異なっておりますので、
お間違えのないようご注意ください。)



- ▶ 大阪メトロ堺筋線「堺筋本町」駅 …… 12番出口より徒歩約4分
- ▶ 大阪メトロ中央線「堺筋本町」駅 …… 1番出口より徒歩約4分

※株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。